

『中世荘園における収取秩序と景観に関する研究』概要

高橋 傑

本論文の目的は、二〇〇〇年代以降進展してきたいわゆる室町期荘園制論⁽¹⁾の成果を受けて、それを個別具体的事例で検証し、再確認することである。

中世後期に固有の荘園制が成り立っていたことは、室町期荘園制論の深化によって様々なことが明らかにされてきた。ここでは、荘園領主が幕府の下で一国の秩序を維持する守護に依存しつつ、荘園の収取を維持するというあり方、また一円領の形成によって単一の領主が代官を介して直接的に荘園現地と向き合うあり方などが解明されている⁽²⁾。

しかしながら、近年の研究にやや欠けているのは、永原慶二が言うところの、支配層の所領・土地財産としての荘園という視点である⁽³⁾。この視点から荘園制を考えることは、在地と荘園領主とを結びつける様々な回路を解明することである。その結果、荘園の国家的な側面と、生活の場としての側面を相対的に捉えることも可能となろう。

そして、この回路の解明にあたって重要な示唆を与えてくれるのが検注論である⁽⁴⁾。なぜなら、検注論は荘園領主と在地間の収取秩序における、合意形成のプロセスを明らかにしてきたからである。

もう一つ、景観復原研究の視点も必要である⁽⁵⁾。なぜなら、在地領主のあり方が、荘園経営のあり方に直結するのが中世後期荘園制だからである。

本論文では主に支配層の所領・土地財産としての荘園という視点から、中世後期荘園制論を論じることを目指した。その際、検注論研究に学びながら、景観復原研究と合わせることによって、より具体的な荘園制像を提示することに努めた。

第一部「収取秩序の形成」で論じたことは、大きな枠組みでいうと、荘園領主にとっての荘園とはどのような存在であったか、ということである。

第一章「地頭請所と下地中分―荘園経営の一側面―」では、寺社本所一円領・武家領体制の前提ともいえる、地頭請と下地中分について論じた。その結果、以下の事が明らかになった。

地頭請所は、一三世紀前半、寛喜の飢饉をきっかけとして地頭が荘園経営力が期待されるようになった結果増加した。それは、幕府がこれらの私契約請所を後押したためであり、荘園領主も地頭の荘園経営能力に依存する選択を採ることが多くなったためであった。

他方、下地中分については、承久の乱を経た一三世紀前半頃から行われるようになり、

一三世紀後半、蒙古襲来後に幕府が政策的に下地中分を後押しするようになる、一三〇年代から事例が増えた。そして、下地中分は、現地において地頭の荘園の経営がうまくいかない場合に、競合相手である預所、公文、郷司などの荘官が勢力を盛り返し、荘園領主がそれら荘官の経営にかけてみようと思う状況が生まれた際に行われた。

しかし、紛争解決の手段が下地中分に一本化されず、鎌倉後期においても地頭の他に現地経営の担い手が見つからなかったときには、請所契約が結ばれた。荘園領主はなるべくなら現地経営に係わりたくなかったのである。それは下地中分の場合も同様であった。荘園領主が下地の分け方には関心がないため、実際の分け方は荘園現地に勢力を持ち、所務を行いうる人々（預所・公文など）によって決められたのである。そのため、下地は在地の人間の利害関係で中分されることが基本となった。

請所と下地中分は、年貢収取における問題解決策として一三世紀後半からパラレルに存在し、荘園領主はいずれの解決策をとったとしても、基本的には在地の地頭・荘官と協調することで、年貢収取を確実にすることができたのである。

第二章「中世荘園における接待と検注―永享二年の粉河寺領検注を例に―」では、検注使下向の実態を明らかにするとともに、富沢氏以来の検注論を受けて、中世後期において多様化する検注について、荘園領主側・在地側にとっての意味について論じた。その結果以下の事が明らかになった。

応永期の粉河寺領では、検注使は、検注を行うにあたって複数回下向し、接待を受けたり事前折衝や事後処理にもあたった。検注使はただ一度の下向で検注を行い得るわけではなかったのである。また、そこで必要な接待を含む経費の負担に関しては、領主側と在地側でのせめぎ合いが存在していた。

個別村落においては、検注当初、実測を終えた後、さらに日を改めてと、都合三回、検注使に対して接待が行われていた。しかし、それは連日ではなく、村落においても接待のメリハリが付けられていた。また、検注最初の文書開、実測作業、実測終了後の検注帳写しなどといった事務的な作業・手続きが行われ、その後の接待という場において、検注使・村落の有力者双方立ち会いの上で、新たな収取秩序の確認が行われていた。

さらに、中世後期検注の一つの契機として、村落景観の変容の把握、という事例を検出することができた。応永期の東村では、流通に積極的に関わっていくための村落景観の変容、村落内部の構造の変化が起こっていた。そのため、領主・村落双方に検注を行い、屋伏を確認して新たな権利関係を確認する必要性が存在していたのである。

第三章「周防国美和莊兼行方の年貢収取について」では、莊園領主の収納維持努力に関して、幕府や守護がどのように関わるのか、実際の収取にあたって、莊園の立地がどう関わってくるのかを論じた。その結果、以下の事が明らかになった。

応永の末年頃にいたり、東寺は現地代官による年貢銭京上拒否といった新たな事態に直面した。その現地代官は守護の有力被官であり、東寺に対して年貢銭請取のために兵庫まで人を派遣してくることを要求した。この背景には、東大寺領周防国衙領の年貢収納のあり方があった。東大寺は兵庫で年貢請取を行った後、自らの組織で奈良まで運び、さらに守護大内氏の被官達も、兵庫で請取を行った年貢を京都まで自らが輸送していたのである。東寺からみれば突然の申し出であったが、周防という地域から見れば、兵庫における年貢の引き渡しはあり得る選択肢の一つであった。

東寺は寺内でも年貢収取に長けた人物をもつて、兵庫における年貢銭の請取に対応した。以後、東寺は大内氏に働きかけることはもちろん、京都という地の利を生かして他の莊園領主に協力を求めながら、様々なアプローチで莊園維持の努力を行っていた。そして、このような東寺の努力は、明応年間まで続いたのである。

付論一「東寺領弓削島莊の終焉―永尊快照の活動と伊予―」では、莊園領主の莊園維持について、いかなる要因が成否をわけると論じた。その結果以下の事が明らかになった。長禄〜寛正年間の東寺僧杲慶・快照の活動の活発化は、京都・伊予の政治情勢と密接に関わるものであり、寺僧が構築した幕府の有力者、現地の守護とのつながりによって、室町期の東寺は伊予国の莊園の維持を図っていた。

付論二「米納・未納・来納」では、「米」「未」「来」と読むかによって、帳簿の意味合いが変わってくることを論じた。

第二部「在地における帳簿の作成と保管」では、莊園現地にとって莊園はいかなる存在であったか、という点を論じた。

第四章「鎌倉期公文の文書管理について―弓削島莊を中心に―」では、文字通り文書を扱うという職掌を持った荘官である公文が、実際どのように文書管理に関わり、在地においてどのような役割を果たしていたのかを論じた。その結果、以下の事が明らかになった。鎌倉期、文書管理に携わる公文は、在地において独自の地位を築いている事例が多かった。公文は莊園領主や預所よりも多くの、それも最新の情報を持っていた。それゆえに、莊園領主や預所からは収取情報の保持者として重要視されていた。

このように莊園領主側に重宝される一方で、在地の人々も公文の持つ情報には信頼を置

いていた。それは、様々な権利関係の異動情報を集積していくうちに、結果的に在地の人々の権利の保障をも行うようになっていったからだと考えられる。

さらに、文書に精通した公文は、在地における文書上の理非の判断に深く関わっていた。文書の故実に通じた存在として、重きをなしていたのである。

第五章「鎌倉時代の内検と損免要求―安芸国新勅旨田を中心に―」では、内検帳の記載に着目し、内検帳が作成される過程で何が起こっていたのかを検討するとともに、内検に至った背景についても考慮し、荘園における内検の位置づけについて論じた。その結果以下の事が明らかになった。

安芸国新勅旨田の内検帳の損田記載は、小規模な耕地面積が「又」という字を使って書き連ねられており、それはあと少し、もう少しと在地側が損田を獲得していく運動の現れだった。そして、在地側は慢性的に損田が多い状況においてなお、雑掌の度重なる交代というという領主側の政治的な混乱につけ込んで多くの損免を獲得した。内検は、単に自然災害による損害の認定にとどまらず、領主と在地側のせめぎ合いの場であった。

第六章「惣村文書の料紙について―王子神社文書を例に―」では、紙が潤沢にあるとは考えられない惣村において、人々がどのような意識で紙の質を使い分けたのか、背景にある村における文書に対する意識について論じた。その結果、以下の事が明らかになった。料紙の厚さは、差出がどのような階層の者であるかによって差が出てくる傾向にあった。僧が差出となっている文書は厚い料紙を使用し、村人が差出になっている文書はそれよりも薄い傾向にあった。しかしながら、たとえ一般の村人であっても寄進状を作成する際には、厚い料紙を使用する傾向があった。

また、村として作成された様々な帳簿は、それが単に手控的な帳簿であるか、それとも永続的な効力を期待できる帳簿であるかによって、料紙が使い分けられていた。惣村の運営上、後々の紛争を未然に防ぐもの、あるいは紛争となったときの有力な証拠文書として重要なものには、厚い料紙が使用されていた。

付論三「文永期の新見荘検注関連帳簿について」では、大量に残された文永期の新見荘検注関連帳簿の性格について論じ、以下の事が明らかになった。

文永八年の検注は、地頭方から承認を得られなかったため、下地中分前の収取体制を確定するものとはならなかったが、れっきとした領家方による正検注であり、文永一〇年の下地中分の際にはその取帳が利用された。そして、領家方においては、鎌倉期を通じての収取体制を確定するものであった。

そして、文永八年検注の確定を拒否した地頭に対して、領家方は地頭の開発によって開かれ、元来地頭が強い支配を行っていたであろう新田を中心とした下地を切り出し、文永一〇年に下地中分を行うこととなった。図らずも、文永八年の検注は、領家と地頭に下地中分という解決策を選択させることとなった。

付論四「鞆淵荘公文林氏について」では、中近世移行期にあえて公文と名乗ることの背景について論じ、以下の事が明らかになった。

林氏は、天正年間の高野山の軍事的危機に貢献することによって荘内に勢力を持った。そして、その勢力の基盤は、中世の公文の権益を継承しつつ、有力者がおらず地理的条件にも恵まれた妙法寺村地域に進出することによってもたらされ、結果新たに林村を形成するまでになった。しかし、十分な勢力を確保してもなお、公文を名乗ることに固執し、結果として在地との摩擦を引き起こしながらもこれを達成した。

第三部「検注帳と景観復原」では、荘園の景観復原について論じた。

第七章「新見荘の下地中分と空間構成について」では、第一章でも論じた下地中分における中分線を復原した上で、現地における領家方・地頭方の存在形態について論じた。その結果以下の事が明らかになった。

正中検注帳によって確定された地頭方・領家方の領域には一定のまとまりがあり、複雑な入り組み地は存在しなかった。文永年間の下地中分は一部に坪分け中分的な要素を残した可能性があるが、正中年間に行われた中分では、鎌倉後期の地頭三善氏とその在地勢力の伸張によって、より一円的な分け直し中分が行われた。

しかし一方で領家方の収取秩序は文永年間から変わっていない。領家にとっての正中の分け直し中分は、所当の収益には手を付けず、一円的な領域を構成することに重点がおかれたものであった。そして、その結果複雑な入り組み地は解消されたが、荘園を単純に二分割するような惣荘一円中分が実現できなかったところに、地頭方の在地勢力の限界と、領家方の在地に対する一定の影響力を見て取れた。そしてその背景には、第一章でみたような在地領主と荘園領主の関係が存在していた。

第八章「大井荘東北部における地籍図上の景観について」では、都市化が進んだ大井荘地域において、近代の各種絵図・地図やオンライン上の地図・航空写真を利用して、どのような景観復原が可能なかを論じた。その結果、以下の事が明らかになった。

近世く現代に至るまで、三塚周辺の耕地はほとんどが水田であるが、中世の水田は近世以降堀田となったような場所を中心に展開し、中世の畑は近世以降等級の高い水田となっ

た場所に存在していた。そして、等級でいえばその中間あたりの水田となった場所に、人々の生活の場があった。大井荘といえば、絹を東大寺に納めていた荘園として著名であるが、それを支えたのは畑地である。そのような意味で、三塚周辺の事例は、中世大井荘の景観を探る上で重要な事例であった。

第九章「弓削島における景観と生業の変遷」では、塩の荘園のイメージが強い弓削島に関して、中世の検注帳、近世の検地帳を合わせて検討することによって、どのような景観や生業の歴史があったのかを論じた。その結果以下の事が明らかになった。

弓削島最大の水田である小川の水田は、鎌倉期にその成立が認められる一方、地頭の拠点と考えられる上弓削の大櫛田は、近世の元禄期以降に開発が進んでいた。

また、塩業に関しては、寛永期にすでに衰退がみられ、元禄期にはほとんど行われなくなり、そして寛延年間までには、ほとんどの塩浜が宅地や畑に変貌していた。

第一〇章「上野国新田荘の水田景観と新田氏」では、近代の絵図や地図をGIS上で処理することによって、新田一族の水田開発や所領分割について、新たな視覚から捉え直した。その結果、以下の事が明らかになった。

扇端湧水群は、条里制水田や谷戸田と並んで、平安期における水田開発の中心地であったが、現状湿田ではない水田の多くは、平安期には水田化していなかった。湧水は、その周辺のわずかなエリアしか灌漑できなかった。湿田でない水田の開発には新田堀用水の開削が必要であった。新田堀用水の構想が新田義重の段階からあったかどうか定かではないが、岩松氏と本宗家の連携の中で、鎌倉中期には開削された。ところが、通水後の本宗家、岩松家のそれぞれの水田開発が、その連携を難しいものとした。その結果、鎌倉末期には相論も起こっている。

他方、義重の私領であった「こかんの郷々」については、世良田義季と開発を進めたが、構想した旧利根川からの女堀の開削が未完に終わったことでこの地域の用水状況は改善せず、湿田中心の水田開発が進められていくことになった。

しかしながら、「こかんの郷々」地域は、都市としての世良田の発展と共に鎌倉後期には一族内で注目を集め、義貞はここを拠点に選んで鎌倉幕府の倒幕を決意し、かつての本宗家の拠点であった市野井の生品神社で挙兵に踏み切ったのである。

終章では、これまでの議論を総括した上で、本論文の成果とこれまでの中世後期荘園制論との関係について論じた。その結果以下の事が明らかになった。

荘園領主は荘園経営を円滑に行うために、様々な回路を用いて、方々と関係を取り結ん

だ。第一章・第七章では、地頭などの在地領主と、第二章では村落と、第三章では守護や守護被官、さらには五山僧などと、第四章では在地の公文と、第五章では在地の雑掌と、それぞれ関係を取り結ぶことによって、荘園経営が図られた。

そして、彼らが荘園領主と関係を取り結んだのは、彼らの側でも荘園領主に依存することで自己の立場が保持できるからであった。第八章・第一〇章で明らかになった在地における開発行為が、荘園所職を得た人々によって行われていたのも、一族結合などとは違った論理として、在地における優越につながるからである。

このように考えると、中世後期荘園制とは、このように荘園領主が幕府や守護、守護被官、地頭、他寺の僧侶、商人、そして村落などと、様々な関係を結ばざるを得なくなり、彼らのとの間に相互依存的な人的ネットワークが形成されることによって成り立つ体制的なものではなからうか。そして、その体制は荘園領主が収取のための努力を諦めたとき、ネットワークに連なる人々が荘園領主を頼らなくなった時に終わりを迎えるのである。

(1) 本論文においては、室町期荘園制の淵源は鎌倉後期に遡るという立場をとるため、中世後期荘園制論と呼称する。

(2) 『室町期荘園制の研究』（国立歴史民俗博物館研究報告第一〇四集、二〇〇三年）、高橋一樹「鎌倉後期～南北朝期における本家職の成立」（初出二〇〇三年、同『中世荘園と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年）、清水克行「荘園制と室町社会」（『歴史学研究』七九四、二〇〇四年）、小川弘和「一四世紀の地域社会と荘園制」（『歴史学研究』七九四、二〇〇五年）、岡野友彦「「応永の検注帳」と中世後期荘園制」（『歴史学研究』八〇七、二〇〇五年）、伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、二〇一〇年）。

(3) 永原慶二『荘園』（吉川弘文館、一九九八年）。

(4) 代表的な研究としては、富沢清人『中世荘園と検注』（吉川弘文館、一九九六年）、山本隆志「中世検注の意義」（初出一九八一年、のち改題改稿し同著『荘園制の展開と地域社会』刀水書房 一九九四年）などがあげられよう。

(5) 代表的な研究としては、海老澤衷『荘園公領制と中世村落』（校倉書房、二〇〇〇年）、服部英雄『景観にさぐる中世』（新人物往来社、一九九五年）、水野章二『日本中世の村落と荘園制』（校倉書房、二〇〇〇年）、高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』（校倉書房、二〇〇八年）などがあげられよう。